

建設コープおおさか

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-8-9
http://www.kensetu-co-op.com 電話:06-6533-1675



11月の行事報告

忘年会を企画しましたが開催しませんでした。

「大阪府からのお願い」

新型コロナウイルス感染症拡大防止に
向け対応について

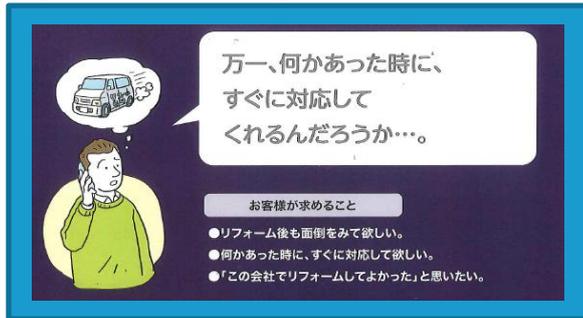
大阪府では、新規陽性者数の増加傾向が続くとともに、病床使用率も12月23日に50%を超過し、府内の感染状況を示す基準である「大阪モデル」が「非常事態」(赤信号点灯)の目安に到達した。現時点では感染拡大のスピードは急激ではないものの、今冬は、季節性インフルエンザの同時流行も想定されることから、これから年末年始にかけて引き続き、感染防止対策の徹底が必要です。このような状況を踏まえ、12月26日、第84回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府民の要請について、12月27日から当面の間、引き続き行うことを決定した。つきましては、大阪府の要請内容についてご理解いただき、適切な感染防止対策を講じて頂きますよう、にご協力をお願いいたします。

<要請内容>

- 区域 大阪府全域
- 要請期間 令和4年12月27日～当面の間
- 要請事項
 - ・オミクロン株対応ワクチン接種の早期接種を検討するよう周知徹底すること
 - ・療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること
 - ・在宅勤務(テレワーク)の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを進めること
 - ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
 - ・高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
 - ・業種別ガイドラインを遵守すること

リフォーム事業者の必携とは

【工事後のアフターフォロー】



工事後のアフターフォローが次の依頼を左右する

リフォーム工事の完了後から、お客様との長いおつきあいが始まる。アフターフォローを疎かにすると、次の仕事を依頼せず、アフターフォローを行うことで、お客様は「この会社と、長く付き合える」と思ってもらえる。

- 実際にお使いになった状況を確認し、定期点検を実施することでトラブルを未然に防止でき、信頼度も高まる。
リフォーム引き渡し後1か月以内にお客様に使用状況を確認することで好印象を持たれます。また、リフォーム工事後の不具合がないか定期的に点検確認する。定期点検には契約に基づき無償で行うものや、お客様の要望により有償で行われるものがある。工事に併せて今後の維持保全計画をお客様と一緒に作成するのもよい。
- 不具合が発生したときに、迅速な対応ができる体制づくりが必要
不具合が発生し、お客様から連絡を受けた時には迅速に調査・補修を行うことが重要で信頼を得ることにつながる。なお、補修費用は契約書(契約約款)の保証内容に従い対応する。
- 顧客台帳を作成し、定期的にコンタクトをとる
年賀状を送る、イベントに招待する、カレンダーを配布するなど、お客様と定期的にコンタクトをとることにより、貴社の存在を再認識します。顧客台帳を作成し工事内容を記載し、コンタクトが必要な時期に確実にアプローチし、実施内容を記入しておく。顧客台帳は、リピート受注を掘り起こすためにも必要不可欠です。
- タイミングを見計らって、リピート受注の提案を行う
顧客台帳を見て、リピート受注が見込めそうなお客様に提案活動を行い、リフォームした箇所以外老朽化、家族構成やライフスタイルの変化などを見極めて、リフォーム期に来ているお客様を洗い出し、提案活動を実施する。
- リフォームしたお客様に、お知り合いを紹介していただく

定期的なコンタクトにより関係が深まったお客様には、お知り合いを紹介してもらう。見込客の紹介依頼は取引先にも実施できる。日頃から関係を強化し、紹介を依頼しやすいようにしておく。

【地域密着・貢献】

地域密着・地域貢献がますます求められる時代です

- 地域の催事への参加や、ボランティア活動などに、積極的に取り組む。
地域に密着し、地域に貢献できる会社であるかを問われる時代で地域で開催する催事やボランティア活動に積極的に取り組む姿勢を地域・お客様は評価し、国が表明した「2050年二酸化炭素排出実績ゼロ」での対応も、企業の社会的責任として実施しなければならない。
- 自然災害が増えている現在。万一、災害が起きた時に何が出来るかを考えておく。
近年、自然災害が非常に多くなり災害の発生前・発生後に建築に携わる会社として、何が出来るか検討しておく必要がある。老朽化した建物や台風や火災から守る改修工事の提案。災害後の復旧・復興への迅速な対応、避難所の安全・安心の確保の支援、被災者へのボランティア活動など様々な支援策が考えられる。

“令和5年10月インボイス制度が始まります！”

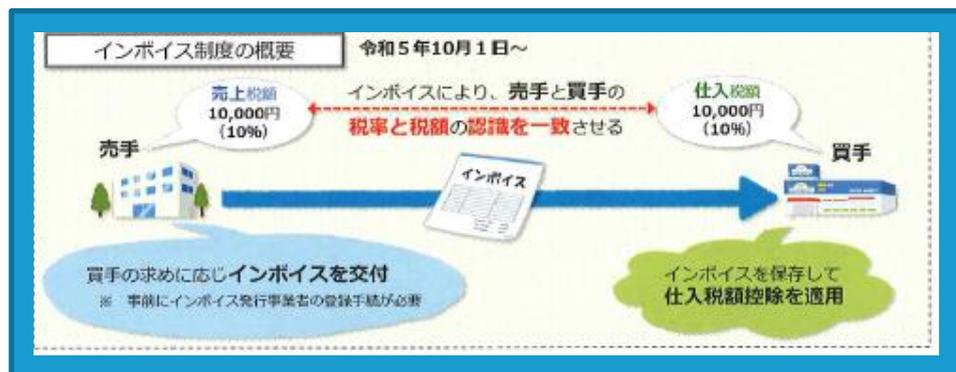
インボイス発行事業者となるためには、

令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

- ・インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- ・免税事業者の方もご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかを検討してください。
- ・登録を受けるかどうかは事業者の任意で、登録にあたり、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、早めに準備をお勧めします。
- ・登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名等の情報が公表されます。

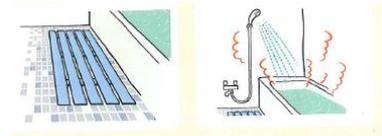
「インボイス」とは売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税等を伝えるものです。現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは売り手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります



寒い冬の安全な入浴のために

- ・入浴前に脱衣所や浴室を暖める（暖房がない場合、風呂のふたを開けたり、シャワーで浴室を暖める）
- ・湯温は41℃以下、湯につかる時間は10分まで
- ・素足で冷たい床に触れないようにマットやすのこを敷く。



【編集後記】

先日、毎年恒例の成人検診を受けに行った。子供の頃から目が悪く現在は近眼、老眼、乱視と、血液検査の数値、心電図、血圧も多少だが微妙な変化が診られるようになってきた。まだまだ元気と思っていたけど、年々少しづつ老化していることを感じさせられる日でもある。今年も無事に過ごすことが出来たことに感謝！感謝！！



皆様よいお年をお過ごしください。12月30日～2023年1月4日までお休みです。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
